

欧州委員会白書 「欧州の若者のための新たな一押し」

津富 宏・両角達平

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第13巻第1号(2014年9月)抜刷

【翻訳】

欧洲委員会白書「欧洲の若者のための新たな一押し」

津富 宏・両角達平

訳出に当たって

『欧洲若者白書』として知られる本白書は、伝統社会の変容とグローバリゼーションの波の中にある欧洲の若者を出発点とし、彼らをその政策の中の立役者すなわち「完全な市民」として位置づけ、彼らとともに議論を重ねて作り上げた若者政策の体系化を狙った文書である。

欧洲のあらゆる若者関連の政策は、1993年発効のいわゆるマーストリヒト条約の第3章（「教育、職業訓練、若者、スポーツ」）（現行の、リスボン条約の第7章）を基盤として発展が始まった。なかでも若者の参画、社会的包摂、率先力に関する取り組みは、欧洲議会並びに議長国からの継続的な支援を受けてきた（Commission of the European Communities, 2001）。

1999年11月23日 若者の領域を担当する閣僚会議（Council of Ministers）において、理事のVivane Redigは若者政策についての白書を作成することを公表した（European Youth Forum, 2002）。この動きは、当時の加盟15か国において、欧洲の若者の課題へのアプローチを開発するための眞の政治連帶を形成しようとする決意であり、その結果、2001年11月に本白書が発行された。

本白書は、2000年5月から2001年3月にかけて、若者と、国・欧洲レベルのステークホルダーを寄せ集めて実施した協議の成果物で、社会への参加の方法を変革することを目的とし、①若者政策におけるEU加盟国間の協同を加速化するとともに、②個々の政策に若者の側面を考慮を入れるという新たな枠組みを提示している。本白書をそれぞれの国の取り組みの基盤に置く国は、当初は15か国であったが、その後25か国、27か国へと拡大した。その結果、各国の若者政策において若者の参加はその中核を占めるようになり、各国の議会と全国若者協議会（national youth council）、また、欧洲委員会と欧洲若者フォーラム（European Youth Forum）のつながりは強固なものとなった。

さらに注目すべき点は、2004年以降に欧洲連合に加盟した新たな12ヶ国ほとんどが、若者政策の基礎をこの白書に置いたことである。その結果、これらの国では、若

者団体、若者参画、奉仕活動、ユースワークの質的基準の支えとなる法律、戦略、行動計画が発展を遂げた (Verschelden et al., 2009)。

本白書の全体は付録を含む9章から構成されるが、翻訳を試みたのは、本白書の本編部分である以下の章である。

1 背景

2 課題

2.1 人口統計の動向

2.2 変化する若者

2.3 公共的生活に若者を巻き込む

2.4 欧州の統合

2.5 グローバル化

3 生産的な協議会の実施

3.1 重要なメッセージ

4 新たな抱負

4.1 若者固有の領域

4.1.1 開放型調整手法

4.1.2 若者分野における開放型調整手法を用いた行動の領域

4.2 その他の政策において若者をより考慮に入れること

4.3 YOUTHプログラムの役割

5 結論

日本では、本白書に影響を受けて、子ども・若者育成支援推進法が2009年に、子ども若者ビジョンが2010年に施行された。同法には「社会的困難を抱える子ども・若者の包摂」が盛り込まれ、子ども・若者ビジョンには「意見表明機会の確保」や「シティズンシップ教育の推進」が明記されるなど、伝統的な「青少年健全育成」の文脈を脱する画期的なものであったが、具体的取り組みは今後にかかっている。本訳出が、日本の若者政策、若者の社会的包摂、若者の社会参加の議論に活用されることを望む。

資料名

Commission of the European Communities. 2001. European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth. Brussels, 21.11.2001 COM(2001) 681 final.

出典

http://europa.eu/legislation_summaries/education_training_youth/youth/c11055_en.htm

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

訳稿を以下に記す。

前文 FOREWORD

若者政策について、本白書を刊行するという決定、とりわけ広範囲に及ぶ協議を実施するという決定は、新しい欧州のガバナンスのかたちを促進したいという願望を主たる背景としている。

本白書は、同年7月に採択された欧州委員会ガバナンス白書とまさに一貫している。すなわち、欧州連合(EU)の意思決定過程を、それにより影響を被る、若者を含む人たちへと開放するということである。

若者の前面化 Young people to the fore

本白書に先立つ、広範囲に及ぶ協議の結果は明白であった。非常に多岐にわたる状況にも関わらず、若者はおおよそ同じ価値観、同じ大志を抱いているが、それ同時に同じ困難をも抱えている。若者は、一般的にはその後の人生で労働市場に参加して家庭を築き始める、変化する集団を形成しており、労働と就学を行き来する。しかし、何にもまして、若者一人ひとりの歩む道は、かつてと比べて非常に多様化している。学校と大学、仕事と社会的環境は、かつてそれらが果たしていたのと同様の、統合の役割をもはや果たしていない。若者が自律的な地位を手に入れるのは人生のより一層後期に移行している。

こうした変化はすべて、脆弱性の感覚、既存の意思決定制度への信頼の喪失、公的な生活と若者団体への伝統的な様式による参加に対する一定程度の不服にしばしば反映されている。中には、年配者のための年配者によって着想された公共政策に、若い彼らの関心が反映されているとは限らないことを見出す者もいる。無関心や個人主義へ逃れる者も、度を超えて、民主的な方法としてはぎりぎりに位置する、法外ともなりうる、ある種の表現を試みる者もいる。大多数は政策に影響を与えることを願っているものの、適切な手段を見つけられずにいる。

ともかく、若き欧州人には言いたいことがたくさんあるはずだ。結局のところ、彼らこそ、経済的变化、人口学的な不均衡、グローバリゼーション、文化多様性によって、主たる影響を被っている、まさにその人たちである。私たちは、新たな、不安定性が現れるこの時代にあって、若者が、新たな社会関係のかたち、すなわち、連帯を表明する新たな方法や、異質性と対応しそのうちに豊かさを見出す新たな方法を創造する

ことを期待する。

より複雑化する社会的・経済的状況にもかかわらず、若者には十分に適応する用意がある。若者を私たちの社会の「一員」とすることで、この変化の過程を促進することは、各国及び欧州レベルの政治家の責任である。

若者と欧州 Young people and Europe

欧州の未来についての議論は進行中である。前代未聞の拡大の波は全くもって新たな視点をまもなく創造するであろう。近年、欧州の政界で明瞭にやりとりされているメッセージは、EUは欧州の人々とともに構築されなければならないということである。EUの発展方法とそのガバナンスの形態についての協議に、明日の欧州を担う人々を巻き込むことが重要である。これが進展するためには、このプロジェクトに基づいている価値観に対する、若者による野望と熱意そして貢献を必要とする。

もし若者が明確なメッセージをひとつ持っているとしたら、それは自分たちの声を聞いてもらひこの過程における十分に一人前の参加者とみなされたいということ、欧州の建設に自分たちの役割を果たしたいということ、議論が進行する過程に影響を与えることである。今こそ、若者を問題とみなすのではなく欧州を構築する肯定的な力としてみなさなくてはならない。言い換えるならば、私たちは、若者に対して、彼ら自身の考えを表現し、また、その考え方を、市民社会の他のメンバーの似たような考えにぶつけるための資源を与えなければならない。

地方自治体から欧州へ：新たな躍動 From local to European: a new dynamic

本白書で述べられているほとんどの提言は、若者関連の方策を実践へとつなげる矢面に立つ、加盟国と欧州地域に向けたものである。若者が自分自身の貢献の結果をみることができ、能動的市民性が現実となるのは、現場においてである。若者が、現時点、あるいは今後、欧州レベルをも含む、公的な生活に踏み入れるのに必要な経験と自信を身につけるのは、学校、近隣、住区や団体に参加することによってである。若者が、より連帯を意識した社会に貢献し、完全な市民として生きるようになるのは、あらゆる形態の差別のない、すべての人に開かれた社会活動に身を投じることによってである。

しかしながら、それぞれの行動のレベルに応じた責任を擁護して強調すると同時に、有効性と相乗効果を高めることを念頭に、若者関連の活動に欧州という次元を持ち込

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

むことが重要である。欧州委員会による協議を通じて明らかになったように、これこそ、意見を求められた若者が要求し、欧州議会が支持し、加盟国が主張したことである。この求めに応じて、本白書は、二つの側面から構成される欧州の協同のための枠組みを提案する。ひとつは、若者領域に限定した開放型調整手法を適用すること、もうひとつは一層「若者」という次元を他の分野の施策においても考慮に入れることである。

この欧州という次元は、現場に活力をもたらし、創造性を刺激し、良質な実践の交流と比較を奨励し、地方自治体や地域で個人や若者団体が取り組んでいることに対する各国と欧州による認識を促すであろう。それは、共通の未来像を創造し、若者関連の問題に良質な着想をもたらすであろうし、より有効に、協力して、また、共通の目標を決定して、機能することを可能とするだろう。

若者が言わざるを得ないことに耳を傾け、地方自治体の取組みに意見交換の場を提供し、加盟国がより有効に協同することを奨励し、既存の欧州のプログラムのもとで具体的なアイディアを提案し、すべての政策領域において「若者」の側面をより重視すること、これらが、若者が、民主的で開かれた思いやりのある社会で十分に役割を果たすことを可能とする適切な条件を創りだすために、本白書が提案するアプローチである。

1. 背景 BACKGROUND

EU拡大の結果、15歳から25歳の欧州の若者は、7,500万人となる¹。どんな違い（労働市場へのアクセス、教育、家族生活、収入など）があったとしても、若者は自分たちを権利と義務を伴った、十分な一人前の市民としてみなしている。若者に投資することは、今日明日の私たちの社会の豊かさへの投資であり、それゆえに、リスボン欧州理事会によって掲げられた政治的目標——「欧州を世界で最も競争的でダイナミックな知識基盤経済」とする——を達成するひとつの鍵である。

諸条約は、差別、欧州市民権、雇用、社会的排除、教育、職業訓練、文化、健康、消費者保護、移動の自由、環境保護、若手研究者の流動性、開発協力、貧困などの、若者に直接・間接に影響を与える広範囲の分野の取組みの基盤を提供している。² 教育、

1 本文書では、若者とは、欧州議会と欧州評議会のYOUTHプログラムに関する決議から類推して、15歳から25歳の時期であるとみなす。「拡大の結果」とは、現加盟国と現在加盟交渉中の12ヶ国を考慮することを意味する。

2 付属文書2「若者の領域の欧州の取組みの概観」を参照。この要約文書は、若者に対する、欧州のすべての取組みについて述べており、今後のすべての取組みはこれを基礎としなければならない。

雇用、職業訓練、そして最近では情報技術へのアクセスなど、挙げればきりがないが、地域社会には、若者により直接的に影響を与えるさまざまな手段がある。

若者に影響を与える全般的な政策と分野別政策以外に、移動性、文化間交流、市民性、奉仕活動を奨励する、別の種類の活動がある。この文脈において、また、マーストリヒト条約第149条³に基づき、EUは若者のための移動性と交流の諸計画として結実した、YOUTHプログラムを含む、一連のプログラムを導入した。この協同は、情報、組織間の交流、奉仕活動といった領域に徐々に拡大しつつある。

より一般的にみれば、欧州共同体の直接的な関心事ではないが、若者政策に密接に関連しており、政治的影響を有するため、より深い分析に値する数多くの主題——若者の参加や自律——が存在する。この観点は、加盟国が関連分野における自国の活動を調整するための実践的な資源を提供する。

若者関連の個々具体的な取組みは、プログラムが採択された際も、若者のための決議や公聴会においても、欧州議会によるゆるぎない支持を受けてきた。若者担当閣僚会議 (The Council of Youth Ministers) は、若者参画、スポーツの教育的意義、社会的統合、若者の自発性、起業精神に関する一連の決議を採択し、経済社会委員会と地域委員会は、若者に関する多様な課題について肯定的で励みとなる意見を定期的に述べている。

現時点の問題は、これらの取組みが今日の若者が直面している一連の課題に十分に対応できているかどうかであり、欧州の政策立案者が若者の潜在的可能性を最大限に活用しているかどうかである。特に若者に関する課題に焦点を当てた決議もしくは宣

3 マーストリヒト条約第149条

1. 欧州共同体は、加盟国における教育内容、教育制度の組織、文化や言語の多様性についての加盟国の責務を十分に尊重しつつ、加盟国間の協同を奨励することによって、良質の教育の開発に貢献しなければならない。
2. 欧州共同体の取組みの目的は、
 - 特に加盟国の言語の教育と普及を通じた、教育における欧州という次元の構築
 - 教育修了資格及び就学年限の相互認定の奨励による、学生と教員の移動の奨励
 - 教育機関の協同の推進
 - 加盟国の教育制度に関する共通の問題に関する、情報と経験の交換の発展
 - 若者の交流と社会教育指導員の交流の開発の奨励
 - 遠隔教育の開発の奨励
3. 欧州共同体及び加盟国は、第三国及び教育領域における権限のある国際機関、とりわけ欧州評議会との協力を促進する。
4. 本条で言及された目標の達成に貢献するため、評議会は
 - 経済社会委員会と地域委員会と協議した後に、第251条で規定された手続きに則り、加盟国の法令の一切の統一化を求めずに、奨励策を採用する。
 - 特定多数決に基づく欧州評議会の提案に則り、勧告を採択する。

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

言は、しばしば単なる善意を超えることがなく、欧州機関と加盟国は政策の全体像をもたず、ゆえに若者を支援するために利用しうる様々な種類の取組みをもたない。現在の若者領域における欧州の協同体制は限界に達し、下記の新たなる課題にもはや応えられないという危険に陥っている（第二点を参照）。

—人口学的変動及び社会変容による世代間関係の複雑化

—「市民性の不足」の危機を伴う、各国、欧州、国際規模における、若者と公的問題との隔たりの拡大

— 欧州ガバナンス白書⁴で主張されているように、民主主義的責務として欧州連合の未来についての議論の質の向上に投資するとともに、人々、市民社会、地域の関係者のより密接な結びつきを促進すること

⁴ European governance — a White Paper. COM(2001)428, 25.07.2001.

欧州のガバナンスの新しいかたちを促進することは、欧州委員会によって設定された4つの優先的な戦略のうちのひとつである。「ガバナンス」という用語は、欧州の市民が自分たちにかかわる決定に関与することを可能とするようEUの意思決定過程を開放すること、並びに、様々な権力が配置される方法に影響を与えるすべての規則、機構、実践を指す。

ガバナンスにかかわる欧州の公共的な取組みの近代化は、5つの基本原則によって支えられる。開放性 (openness)、参加 (participation)、説明責任 (accountability)、有効性 (effectiveness)、一貫性 (coherence) である。

若者の領域は、何よりも、これらの原則が適用されねばならない領域である。

－開放性：若者に、その使用言語で情報と能動的コミュニケーションを提供することで、彼ら自身に関わる、欧州の取組みと政策について理解できるようにする。

－参加：彼ら自身にかかわる決定、より一般的には、彼らの地域社会におけるかかわる決定に関し、若者が意見を聴取されより参加することを保障する。

－説明責任：適切な説明責任のレベルにおいて若者の熱望を満たす方法を見出すために、加盟国と欧州機関との新たな構造化された協同の枠組みを開発する。

－有効性：社会に提供しうるものを最大限に活用することによって、若者が社会の課題に応答し、自分たちに関わる様々な政策の成功に貢献し、未来の欧州を建設できるようにする。

－一貫性：若者に関わる様々な政策と、介入が有効となる異なる水準の全体像を構築する。

若者政策に関する本白書を発表するという決定と、とりわけ、事前協議を行うという決定は、この「ガバナンス」アプローチの産物である。

2. 課題 CHALLENGES

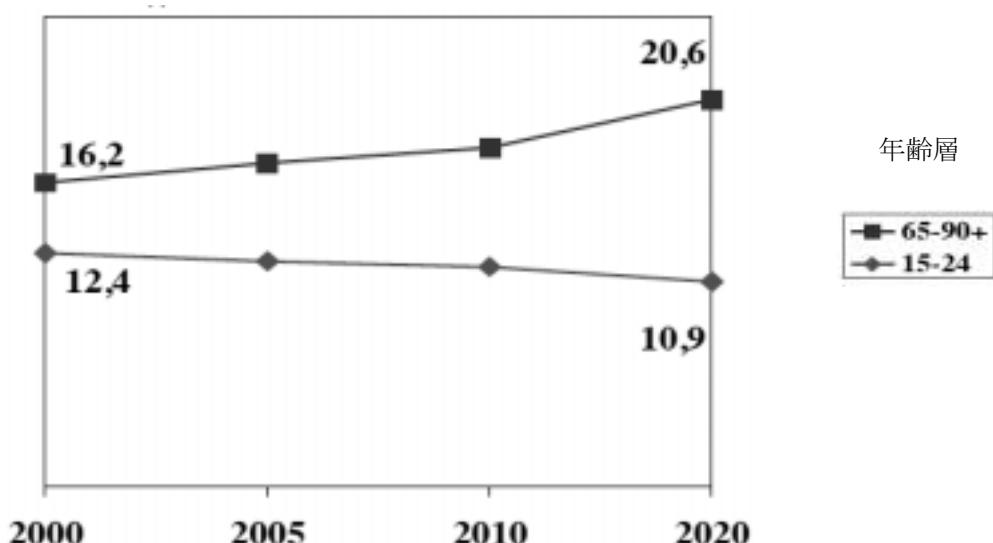
2.1 人口統計の動向 Demographic trends

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

出生率の低下及び寿命の伸長の影響が合わさることにより、私たちの社会は高齢化が進んでいる。2000年と2020年の間に、65歳から90歳の年齢層は欧州連合の全人口の16%から21%にまで拡大する。その一方で、15歳から24歳の年齢層はわずか11%にまで縮小する。⁵

2000年から2020年にかけてのEU 15カ国の人団の高齢化

EU15か国全人口におけるパーセント



出典：Eurostat, Demographics Statistics 1999, national forecasts, pp. 202-205

この若者と高齢者の人口の量的な不均衡は、世代間関係の質的な変容を引き起こすであろう。社会福祉制度に対する財政圧力は、この課題のほんの一側面に過ぎない。若者と、彼らの親さらには祖父母との間の新たな連帯の仕組みを工夫せざるを得ないばかりか、何よりもまず、誰もが満足できるように、この甚大な変化が進行している社会において世代間の移行を組織化せざるを得ない。

この人口の高齢化はまた、労働力の不足を埋め合わせるために欧州連合以外からの人的資源を求めることが必要とするだろう。私たちの社会は民族、宗教、社会、言語において多様化せざるを得ない。そして、社会的緊張や、教育制度と労働市場に対する負の反動を避けようとするのならば、特に若者については、こうしたすべての変化を適切に統制しなければならない。

⁵ Eurostat, Demographic Statistics, 1999.

2.2 変化する若者 Changing youth

若者の社会的、経済的、文化的側面は、人口学的変動、並びに、社会環境・個人及び集団の行動・家族関係・労働市場の状況の変化の結果として、大きく変化した。⁶

第一に、若者期はより長期化している。人口学者は、経済的要因（エンプロイヤビリティ、失業など）と社会文化的要因による圧力のもとで、若者が学校教育の修了、労働の開始、家族の形成などの人生の諸段階に到達する時期が、平均して高齢化していることを観測した。

第二点は、一生を通じて非線形の道筋を歩むことに関わるものである。今日、「人生における私たちの多様な役割」は混乱しつつある。⁷ すなわち、学生であり、家族をもち、仕事をし、仕事を探し、自分の親と同居することが同時に可能となり、現在の若者はこれらの異なる立場をより頻繁に行き来している。社会がもはやこれまでと同等の保障（雇用保障、社会保障給付など）を提供しなくなるにつれて、人生の道筋はより直線的でなくなっている。

第三に、一人ひとりの経路がますます個別化するにつれて、伝統的な集団型のモデルは衰えつつある。「個々の家族、結婚、キャリアプランの組立てが標準化されることはもはやない」。⁸ これは特に、公的機関の政策に大きな影響を与えている。

2.3 公共的生活に若者を巻き込む Involving young people in public life

概して欧州の若者は、民主主義を育てるここと、とりわけ自ら民主主義において役割を果たすことに熱心である。しかしながら、制度的な仕組みに対する不信が生じ始めている。若者は、今は政治的・社会的な行動のための伝統的な仕組み（例えば、政党や労働組合）に昔ほど関与しておらず、民主主義的な協議への参加の度合いも低い。若

6 2001年3月ウメオ・セミナーで研究者によって発表された報告書を参照(<http://europa.eu.int/comm/education/youth/ywp/umeareport.html>)

7 "Jeunesse, le devoir d'avenir", Commissariat General du Plan, Report from the committee chaired by Dominique Charvet, March 2001, p.33.

8 "Jeunesse, le devoir d'avenir", ibid, p. 35

9 2001年の欧州の若者についてのユーロバロメーター 55.1 (EB 55.1) によると、若者は、団体に若干の不満を抱いており、2人のうちひとりの若者はグループに参加していないと自ら述べている。国による差もある（オランダでは80%の若者が団体に所属しているのに対して、ポルトガルでは30%に過ぎない）。この不満の度合いのばらつきは、ベルギーとルクセンブルグ以外のすべての国に当てはまる。団体に所属している若者の間では、スポーツクラブが最も人気（28%）で、若者団体（7%）、労働組合と政党（4%）よりはるかに多い。

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

者団体もまた窮地に追い込まれており、団体を一から見直す必要性を認識している。⁹

2.4 欧州の統合 European integration

この傾向は、一般の若者が複雑な感情を抱く対象である欧州連合にも当てはまる。彼らにとって欧州とは、本質的な価値観の尊重にかかわる存在であるが、同時に、彼らが生活し、学び、働き、旅をする場所でもある。しかしながら、彼らはこの地域の運営責任を担う諸機関は遠くにあって、閉じられたドアの向う側で活動しているように感じている。若者と欧州の間にある断絶は、欧州の人々と「ブリュッセル」¹⁰ の距離感の一例に過ぎない。しかしそれでも欧州共同体の目標を追求するにあたっては、未来の世代を巻き込むことが非常に重要である。能動的なパートナーとして、若者自身の状況、熱望、能力に合った、特定のプロジェクトを「引き受けてもらう」ことが必要不可欠である。

2.5 グローバル化 Globalisation

相対的な見地から、同様の二分法が、若者とグローバル化の潮流の間にも存在している。欧州の若者は、欧州の外側からの文化的経済的な影響に対して開かれている社会の、一部を形成している。彼らの参照枠は世界であり、グローバル化を象徴するタイプの製品を信奉することに何の躊躇もない。¹¹ それと同時に、社会的公正、開放性、「持続的な」開発を根拠に、彼らは、グローバル化のもたらす結果の一部に対して異を唱える。彼らは、彼らの目から見て、比較的のアクセスが困難で、不可解で、若者の課題について関心がなさそうに思われる、国際機関に疑念を抱いている。この若者とグローバル化の関係は、控え目に言っても混乱しているが、不安の兆候であり決して無視してはならない。

このことは、グローバル化に関し重大な問題があるということを、ほぼ確実に示している。つまり、「好むと好まざるとに問わらず、グローバル化は存在している。私たちの役目はそれを制御し、人類に恩恵をもたらすために用いることである」。¹²

10 参照 European Governance --- White paper. Ibid.

11 これらの製品には、インターネット、電子メール、携帯電話等の情報技術を含む。ユーロバロメーター55.1によれば、コンピュータ、インターネット、ビデオゲームなどを普段から利用していると答えた15歳から25歳の年齢層の割合は、1997年以降、21%から43%へと倍増した。もう一つの重要な発見は、80%の若者が普段から携帯電話を利用しているということである。

12 2001年7月20日 のRomano Prodiによるスピーチを参照

http://europa.eu.int/comm/commissioners/prodi/globalisation_en.htm

これらすべては、巨大な課題を提示している。私たちは、欧州の若者が、自分たちを、多元的社会における、より協力的で、責任感があり、能動的かつ寛容な市民としてみなし、そのように振舞うことができるようになるために適切な条件を整える必要がある。若者を、自治体、国、欧州という共同体の生活に関与させ、能動的な市民性を養うこととは、すなわち、現在だけでなく、未来の私たちの社会にとっての主要な課題の一つを代表している。

3. 生産的な協議の実施 A PRODUCTIVE CONSULTATION EXERCISE

この変化の必要性を確信し、課題の規模及び現行の協同体制の限界にかんがみて、欧州委員会は、1999年末の若者議会において、若者政策における新たな欧州の協同の枠組みに関する本白書を作成することを提案した。本白書の作成に至る広範囲におよぶ協議の実施を通じ、EU加盟国、議長国、欧州議会から、全面的な支持が一貫して得られた。

前例のない協議の実施

本白書は、2000年5月から2001年3月にまたがる期間に、あらゆる背景をもつ若者、若者団体、科学界、政策立案者、行政を巻き込んで実施された協議の成果である。その規模、所要期間、意見聴取した人々の多様性、そこから得られた豊富な情報量に関しては、ここまでの大規模の協議は、欧州レベルにおいては前例のないものであった。加盟国の一端にあってもまた初めてのことであった。数多くの人々がイベントと協議に関与した。

－加盟国の手で、各国単位の全国会議が17カ国で開催された。数千人の若者が関与し、440件の提案がうまれた。

－議長国フランスによって開催された、2000年10月の欧州の若者の集りでは、各国の全国会議の結果をより欧州全体の視点から検討し、31ヶ国を代表する450の若者使節によって80件の提案に合意形成がなされた。

－60を超える団体が2001年2月にブリュッセルで開催された経済社会委員会のヒアリングに参加した。

－10人余りの学際的な研究者が代表する科学界の人々も、将来の発展についてコメントするために招かれた。

－会合は欧州のすべての国の首都で、政策立案者、行政官、全国若者協議会(National Youth Council)が参加して開催され、このほか、若者担当の局長級の会合が2回(第1回はこれらの二国間のミーティングを始動するため、第2回はこれらの協議のまとめとして)開催された。

－2001年3月半ばには、議長国スウェーデンの下、ウメオで会合が開催された。若者、若者団体、研究者、公的機関が、政治的行動の優先順位を定めた。

－2001年4月24日には、欧州議会において終日討論が行われた。ほとんどが若者からなる約300人の人々が参加した。

協議の実施は今後も継続される。議長国ベルギーは、2001年11月にゲントで会議を開催し、欧州委員会が本白書を報告して、本白書による提案について討論を行う機会を提供することになる。

すべての若者は、彼らの期待に応える政策を求めている。彼らは、地方自治体、地域、国、欧州規模の公的な取組みを、時として不適切で、若者の日常の関心ごとから遊離しているように感じている。若者は、その発想と実践の斬新な変革を求めており、とりわけ、政策形成過程への十分な参加を主張している。

3.1 重要なメッセージ Key messages

協議会の過程から四つの重要なメッセージが明らかになった

➤ 若者のための積極的市民性 Active citizenship for young people

協議に参加した若者は、自分たちを責任ある市民としてみている。彼らは共同体の生活にもっと関与したいと望んでいる。様々な主題について自分たちの見解が聞かれる事を望んでいる。この参加をしたいという意思に対して、自治体から国際的なレベルに至る様々なレベルにおいて、意見表明をするための席が与えられなければならない。意見表明は、能動的かつ代表性のある、様々な形態をとらなければならず、単発的であれ継続的であれ、自然発生的であれ組織的であれ、あらゆる種類の関与の仕方を排除してはならない。さらに言えば、この関与は、たった一度の意見聴取や、まして世論調査に限定してはならず、若者を意思決定過程に含まなければならない。

例外なく参加は奨励されねばならない。すなわち、最大の困難を有している人々にとって、参加がより容易にならなければならず、また、団体のメンバーではない若者のために、既存の仕組みへのアクセスをより容易にしなければならない。

情報提供は、能動的市民性を発達させるには不可欠であり、若者が大いに期待する領域であり続けなければならない。若者は、情報提供の対象とすべき領域が非常に広く（雇用、労働条件、住居、就学、健康など）、欧州共同体のプログラムについての情報を超えることに気づいており、よって、彼らの期待は、第一に、満たされるべきニーズがあるということが認識されることに関わるものである。若者はまた、平等なアクセスの重要性、近接性の原則、倫理的行動に求められる基準の高さを強調している。加えて、内容と配信の両方に関して若者が関わる、使い勝手のよい情報の重要性も強調されている。

➤ 試行錯誤する領域の拡大と認知 Expanding and recognising areas of experimentation

若者は、教育・訓練はこれまで利用可能だった伝統的かつフォーマルなものに限定さ

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

れるものではないということを公的機関に認識してほしいと期待している。彼らの意見では、この教育・訓練という、彼らの学びの経験において非常に重要な期間は、そのノンフォーマルな側面を考慮して、包括的に捉えることで有益なものとなる。

それゆえに、未だに十分に広まっておらず、十分に認識されていない移動性と奉仕活動により重点がおかなければならぬ。つまり、若者は、移動性と奉仕活動を発展させ、教育政策と訓練政策に結びつけることを優先事項と考えている。彼らは、これらのより広範な経験が認知され、財政的な援助が与えられることを願っている。学びのフォーマルな次元とノンフォーマルな次元の結びつきが十分に成功するためには、個人の発達という概念を考慮し、若者にとって適切で仲間との交流を促進する手段と方法と、結果よりも過程を重視するかたちの試行錯誤を活用しなければならない。

➤ 若者の自律性の開発 Developing autonomy among young people

若者にとって自律性は必要不可欠な要求である。自律性は、若者が自由にできる資源、特に物質的な資源に依拠している。それゆえに、収入に関する問題は決定的に重要である。若者は、雇用、社会保障、労働市場統合に関する政策の影響を受けるだけでなく、住居や交通に関する政策の影響も受ける。これらはすべて、若者がより早期に自律できるようになるために重要であり、若者の視点と関心を考慮に入れた、若者政策に特有の経験をうまく活用した方法で発展させられなければならない。若者は社会において積極的になることを求めており、自分たちの生活水準の様々な側面と関連している政策が彼らに直接的な影響を与えていると実感しているため、彼らは、特定の領域に限定された若者政策に対して、異議を唱える。

➤ 値値の擁護者としての欧州連合 For a European Union as the champion of values

大多数の若者は、何らかの価値観を表明しており、それらは欧州統合と関連する価値観と同じである。にも関わらず、若者は、欧州の公的機関のことを、主として近づきにくく、自分のことばかり考えている存在だとみなしている。

実際のところ、人生や経験の多様性ゆえに、あるいは、その多様性にもかかわらず、若者は各々の私生活や職業上の生活で出会うであろう不確かさと困難を感じている。自分らがおられた状況が脆弱であるという自覚が、排除されている人々に対して、若者が以前よりも広範な関心をもっていることを説明するのは間違いない。若者は、各々の基本的な人権を保障するために、そして、さらに重要であるが、少数派の権利を保障し、あらゆる形態の差別及び人種主義へ可能な限りのすべての手段を用いて取り組

むために、多大な努力がなさるべきだと信じている。

欧洲の若者は、欧洲連合が賛同しているのと同じ、根本的な価値観に賛同している。EUが彼らの願いに応えうる立場をとることを期待しているのである。

4. 新たな抱負 A NEW AMBITION

本白書は、その権限が及ぶか否かに関わらず、協議の過程において提起された範囲の問題をすべて扱っている。若者政策自体は、本質的には、EU加盟国の責任であり、一部の国々では総じて地域レベルで扱われており、自治体レベルで扱われていることも少なくない。若者の日々の生活に最も大きな影響を及ぼすのは、自治体レベルでなされる決定である。よって、この領域においても、原則に基づき、また、効率性の観点からも、補完性が適用されなければならない。しかしこれは、欧洲レベルの協同を強化することと両立可能であって、欧洲レベルの協同は各国の政策の影響力と一貫性を高めることになるであろう。

本白書の主要な目的が、若者の願望を実現するという点で野心的であり、かつ、協議過程で提起された数多くの論点に優先順位を設け様々な責任主体に配慮するという点で現実的である、若者領域における協同のための新たな枠組みを、欧洲連合に与えることであるのは、これが理由である。この協同は、既存の取組みに基づいていなければならず、現在のその他の取組み——特に、雇用、教育、社会統合の分野の取組み——と両立可能であり、かつ、それらを補完しなければならない。また、この協同は、様々なレベルの責任と多様な担い手との協同を促進しなければならない。この新たな協同の枠組みには二つの側面がある。

—若者に一層限定された領域に開放型調整手法を適用すること

—他の政策分野においても若者を一層考慮に入れること

4.1 若者固有の領域 The specific field of youth

4.1.1. 開放型調整手法 The open method of coordination

マーストリヒト条約第149条は、加盟国間の協同の促進による、良質の教育の開発へ

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

の貢献に関する条文である。

協議の実施過程で明確に表出された若者の関心ごとのすべてを法律的な手段によって扱うことは、本質的にはできない。一方で、共同作業によってさらに価値が得られるであろうという認識はすべての担い手が有している。加盟国もまた、より密接に協同するという明確な意思を有している。

以上の理由で、開放型調整手法が最も適切な方法であり、この手法が有効に機能する条件も整っている。この手法は、「EU のためのガイドラインを設定するとともに、加盟国が、短期的・中期的・長期的目標として定める諸目標を達成するための具体的スケジュールを作成すること。適切な場合には、ベストプラクティスを比較する手段として、世界の最良のプラクティスを参照しつつ、かつ、異なる加盟国及び政策分野の必要に合わせた、量的・質的指標とベンチマークを確立すること。加盟国及び地域の相違に配慮しつつ、特定の政策目標を設定し手段を選択することで、EU のためのガイドラインを加盟国及び地域の政策に変換すること。相互学習過程として組織化された、定期的なモニタリング、評価、相互審査」を含む。¹³

よって、開放型調整手法とは、ガバナンス白書で強調しているように、「協同を促進し、最良の実践の交流を行い、加盟国のための共通の目標とガイドラインに同意する方法である。…この手法は、加盟国に各々の努力を比較させ、お互いの経験を学び合わせて、これらの目標を達成するための進歩を定期的にモニタリングすることに依拠している」。

若者固有の領域に適用される開放型調整手法は、教育政策に適用された開放型調整手法を範として進められる。優先的な課題を定義し、共通の目標とガイドラインを定め、フォローアップの仕掛けを提供する。若者の意見を聴くための仕掛けも含まれる。

欧州委員会は、以下の計画を提案する。

一委員会の提案に応じて、欧州閣僚会議は、定期的に共通の関心対象である領域を決定する。

一各加盟国は、若者関連の問題について、欧州委員会の対談者（interlocutor）としての任を果たすコーディネーターを任命する。個々のコーディネーターは、欧州委員

13 Presidency conclusions, Lisbon European Council, 23 and 24 March 2000, paragraph 37.

会に対して、政策的取組みの詳細、良質な実践の具体例、その他の選択された主題の検討資料を提出する。

—欧州委員会は、この情報の要旨と分析を、共通の目標についての提案と合わせて、欧州閣僚会議に提出する。

—閣僚会議は、主題ごとに共通のガイドラインと目標を設定し、モニタリングのための手続きと、必要であれば、主題ごとに指標に基づいたベンチマークを定める。

—欧州委員会は定期的なモニタリングと評価に責任をもち、若者担当閣僚会議に進捗を報告する。

—欧州議会は、この過程とモニタリングの手配において、適切な役割を担わなければならぬ。欧州経済社会評議会と地域委員会もまた意見を述べる機会を得られなければならない。

—優先事項とそのフォローアップについて若者の意見を聞く（4.1.2「参加」を参照）。

—EU加盟申請国も可能な限り連携をとる。

提案された開放型調整手法は、欧州共同体の手段を拡張するものであって、マーストリヒト条約の下で行われる決定、及び、欧州委員会に対して、たとえば、第149条の下で勧告を提案することを求める決定に反するものではない。

4.1.2 若者分野における開放型調整手法を用いた行動の領域 The scope for action using the open method of coordination in the youth field

若者分野にとって適切とみなされ、かつ、上述した開放型調整手法に適した様々な主題のうち、欧州委員会は、参加、奉仕活動、情報、若者の関心事に対する公的機関の認識の改善と、より全般的には、雇用、社会的統合、教育など若者分野以外の政治過程によって扱われていない（例えば、ユースワーク、ユースクラブ、ストリートワーク、市民性を滋養するプロジェクト、統合、若者同士の連帯など）若者の世界の活動の発展と認識に貢献するその他のあらゆる主題を提案する。これは国家レベルでは若者政策と通常関連づけられている活動と資源にはほぼ大部分が対応する。

開放型調整手法の実施は、若者分野における協同の水準を改善し、様々な課題に対応

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

することを目的にして、付属文書 1 が示す協議から提起された分析と提案に依拠する。

補完性と一貫性のために、開放型調整手法を適用した結果は、その内容と資源に関して、その他の政策や取り組み、あるいは、欧州共同体の過程にさらなる価値を提供し、これらを強化しなければならない。

上述した行動領域に基づき、欧州委員会は開放型調整手法を適用するための優先テーマを以下のとおり示した。最優先事項は、参加である。

・ 参加 Participation

若者の参加は、加盟国の典型的な懸念事項である。それでもなお、とりわけ、参加の充実は若者の教育と市民性の発展に貢献すると思われる所以、開放型調整手法の適用は欧州的な価値を増進させるであろう。

参加は、理想的な参加の機会を提供している、学校を含む地域社会において、第一に推進されるべきである。また団体に属していない若者にまで行き渡るようするべきである。

開放型調整手法は、地方自治体による柔軟かつ革新的な参加の仕組みの導入や、団体に属して必ずしも活発に活動に従事しているわけではない若者に対しても開かれていく地域及び国の若者協議会（youth council）の普及につながりうる。

若者への強力なメッセージとして、欧州委員会は、欧州レベルにおける若者の意見聴取の仕組みを強化することも提案する。直接的な協議の仕掛けや一度限りの取り組みを排除せずに、欧州委員会は若者フォーラム（Youth Forum）を提案する。若者フォーラムを再設計して、開放型調整手法における優先事項についての若者の意見聴取とそのフォローアップに適した機関として、若者団体に属しているか否かにかかわらず、若者を代表とする組織とする。経済社会評議会における若者の代表を増やすことも可能でなければならない。

開放型調整手法を支えるために、欧州委員会は遅延することなくいくつかの手段を講じることができると言っている。欧州委員会の計画によれば、

—2002年中に、特定のトピックに関する定期的な会合の形態をとった、若者との直接的な対話の場を設ける。

—2002年以降、ニース欧州理事会（Nice European Council）を受けて始まった欧州の未来に関する取り組みに若者を巻き込む。

—参加を増進するための、地方自治体、地域、国レベルの努力を応援するパイロットプロジェクトを2003年と2004年に行うことを提案する。¹⁴ パイロットプロジェクトの結果はYOUTHプログラムの中間評価の一部として、かつ、将来のプログラムの準備において考慮される。

・情報 Information

参加は、若者に対する情報提供と一体で進む。例えば、欧州の情勢について若者に知らせるることは主に加盟国の責任である。であるからこそ、この主題は開放型調整手法の下で取り扱わなければならない。可能であれば若者に直接、いずれにせよ学校、クラブ、団体などで若者と接する人々には必ず届けることが重要である。この大規模な情報提供の実施は、協調のとれたアプローチ、相当な資源、これらのコミュニケーションツールの考案と利用に若者を巻き込むことを必要とすることになる。このアプローチは、とりわけガバナンスの原則から発しており、かつ、現在は欧州議会との密接な調整のもとに文書化されつつある、欧州連合の新たな情報政策と調整されるであろう。

開放型調整手法を支えるために、欧州委員会は遅延することなくいくつかの手段を講じることができると考えている。欧州委員会の計画によれば、

—2002年の初めに、欧州についての情報へのアクセスができるだけ多くの若者に提供する電子ポータルを導入し、既存のウェブサイトと計画されたポータルとの間に相乗作用をもたらす。

—電子フォーラムを設立する。

・若者の奉仕活動 Voluntary service among young people

奉仕活動は、ある種の社会参加、教育的な経験、エンプロイabiltyと統合の要因

14 例えば、「電子民主主義 (electronic democracy)」イニシアチブ (IST Key Action 1) における取組みの補完として、インターネットを用いるプロジェクト

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

であり、そのようなものであることによって、若者と社会の双方の期待を満たす。

開放型調整手法を用いることで、今後数年間は、国、地域、自治体レベルで奉仕活動を大いに発展させるための努力が行われなければならない。このような文脈において、法的・社会的保護という観点から、若者ボランティアのおかれている状況について検討することが必要であろう。

若者の奉仕活動を、標準的な実践（指導監督、財源確保の方法など）とするためには、欧州奉仕活動（European Voluntary Service）のポジティブな経験が役に立つであろう。欧州レベルにおいて、奉仕活動が、教育的な体験かつノンフォーマルな学びの時期として認識されることを保証することが重要である。若者向けの欧州奉仕活動の枠組みは、奉仕活動を組織し支援している世界的な団体とのパートナーシップを含むかたちで拡張可能である。加盟国は、若きボランティアの移動を妨げているものを取り除くために迅速な措置をとるべきである。

・若者へのより深い理解 Greater understanding of youth

若者にとって重要な現実を、より深く理解することが欧州レベルで必要とされている。この目標を達成するために、欧州委員会は、以下のとおり開放型調整手法を用いることを提案する。

—欧州連合下において進行中である、若者に関する既存の制度、研究、調査の棚卸しとネットワーク化。補完性の原則に従い、その他の国際機関（欧州評議会、OECD、国際連合など）の活動や取組みを考慮する。

—欧州レベルにおける正当なアプローチについての議論に焦点を当てる。

—適切であれば、国レベルで実施されていた取組みに主として基づき、第6期欧州研究枠組プログラムによって提供される機会を活用した、研究・調査プログラムの立案¹⁵

—必要な統計的資源の整備、欧州統計システム（European Statistical System）ですでに利用可能な資源の最適活用¹⁶

15 研究枠組プログラム 2002-2006 の優先事項 7 「進展する知識社会における市民（Citizens in an evolving knowledge society）」

16 欧州統計システム（ESS）は、様々なレベル（地域、国、欧州共同体）におけるすべての政府機関から

4.2. その他の政策において若者をより考慮に入れること Taking more account of youth in other policies

雇用、教育、フォーマル及びノンフォーマルなタイプの学習、社会的統合、人種主義と外国人排斥、移民、消費者問題、健康及びリスク予防、環境、男女の機会平等など、協議において言及されたその他のすべての主題は、国及び欧洲双方のレベルの様々な機関との協調を必要とする。

欧洲レベルにおける諸政策と取組みは、マーストリヒト条約を基盤におき、様々な利用可能な手段を利用する。

欧洲委員会は、適切である限り、また、どのような手段が用いられていようとも、若者に関するガイドラインを、これらの政策と措置においていっそう考慮に入れることを保証する。付属文書1に記載した協議の結果は、この目的のために考慮される。

若者政策に責任を持つ閣僚は、欧洲規模の政策の実行においてのみならず、各国レベルにおいても、若者に関連した関心事を考慮に入れなければならない。

協議の結果、欧洲委員会は、若者の側面を考慮すべき優先的な領域とは、教育、生涯学習、移動、雇用と社会的統合、差別と外国人排斥であると考えている。若者の自律性に関する問題も同様に綿密な検討を必要としている。

・ 教育、生涯学習、移動 Education, lifelong learning and mobility

学校で行われるものであれ、大学で行われるものであれ、あらゆる類型のノンフォーマルな学習によるものであれ、教育・訓練は、(教育と訓練制度の目標を取り扱い、生涯にわたる教育・訓練に関する欧洲という領域を創造する) 欧州評議会への伝達文書において取り上げられており、欧洲共同体レベルのフォローアップの対象である。

この方針に沿って、多くの国における若者団体、ソーシャルワーカー、地方自治体が、若者との深い取組みに携わっている。この取組みは、革新的で、ノンフォーマルで、生涯学習の手段の総合的パッケージの一部であり続ける一方で、以下の点から利益を得るだろう。

ら構成されるネットワークであり、欧洲共同体の経済社会生活に必要とされる統計情報を収集し処理し普及することに責任を持つ。ユーロstatt (Eurostat) は、欧洲共同体において、欧洲統計システムの中心を担う。

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

—諸概念、習得したスキル、質的水準のより明確な定義付け

—これらの活動に参加するようになった人々への一層の敬意

—これらの活動についての一層の認識

—フォーマルな教育・訓練に対する一層の補完性

また、2000年12月のニース欧州理事会において、そして、2001年7月の欧州議会と欧州理事会の共同決定を経て、移動性に関する行動計画並びに勧告がそれぞれ個別に採択された。これらの取り組みは若者領域における開放型調整手法の適用から生じうるあらゆるものと整合していなければならない。

・雇用 Employment

欧州連合は、長年にわたって、雇用問題に積極的に取り組んできた。1997年11月のルクセンブルグ欧州議会を受けて、欧州連合は、アムステルダム条約で新しく設けられた章である「雇用」に基づいて欧州雇用戦略を考案した。

加盟国には、労働市場における、すべての人々の統合と上昇を助長することが求められる。これらの政策は、エンプロイイヤビリティの向上、起業家精神の滋養と雇用の創出、企業とその従業員の促進、男女の機会の均等の強化の4つの主要な「柱」を中心とする。

特に、若者に関して言えば、雇用指針 (Employment Guidelines) は、個別カウンセリングによる長期失業の予防政策の必要性、教育・訓練制度の改善、教育・雇用制度から時期尚早に離脱してしまう若者の数の減少、新しい技術に関する教育の普遍的提供を強調している。

・社会的統合 Social integration

2000年3月のリスボン欧州理事会は、社会的統合を促進するために開放型調整手法を配備することを決議した。この調整手法は、欧州雇用戦略に基づき、2000年12月ニース欧州理事会にて採択された社会的排除と貧困と闘うための共通目標と、2001年6月に初めて提示される各国の行動計画の一本化を行なう。

加盟国は、ニース欧州理事会で採択された四つの共通目標——労働市場への参加と必要な資源・権利・サービスへのアクセスの促進、排除リスクの予防、社会の最脆弱層のための対策の実行、すべての関係者の動員と参加の促進——に基づき、各計画において優先事項及び主要な政治的手段を確定することを強く要請している。

若者に限った問題については、若者の包摶を有利にする労働市場の開発、特に社会的少数者、不安定雇用に従事する若い女性、若年の障害者など困難な状況にある若者に対する適切な資源と収入の保証、教育の不平等の解消に向けての取組み、良質なサービス（住居、健康、文化、司法）へのアクセスの強化、重複する不利に悩まされている地域の再生といった様々な側面が、欧州の共通の目標並びに各行動計画の双方において検討対象とされてきた。

- **人種主義と外国人排斥に反対する若者 Young people against racism and xenophobia**

アムステルダム条約第13条はあらゆる形態の人種差別と闘う努力を大いに強化し、EU連合はこの領域において（二つの指令及び一つの行動計画という）¹⁷新たな資源を獲得した。

若者は、人種差別、特に人種主義や外国人排斥に取り組むにあたっては、とりわけ変化を受け容れやすいグループであり、ことのほか多文化社会を支持している。

欧州共同体レベルでは、あらゆる欧州共同体のプログラム及び若者に影響を与える施策において、人種主義と外国人排斥への対抗を優先することが提案された。欧州人種差別・外国人排斥監視センター（European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia）との協同は拡充しうるし、この領域における市民社会の行動を支援しなければならない。欧州委員会の活動は、人種主義と外国人排斥問題に対する取組みや、すべての人々とりわけ社会的少数者の尊重に向けた活動において積極的な、若者団体を結集する仕組みをネットワーク化することに基盤をおく。その目標は、若者がこの領域においてEUのグローバルな努力に対して貢献することである。

17 Directive 2000/43/EC：人種や民族的ルーツにかかわりなく、人々の平等待遇の原則を実施する指令
 Directive 2000/78/EC：雇用及び職業における平等待遇の基本的枠組みを構築する指令
 Community action programme to tackle discrimination 2001-2006（人種差別への対抗のためのEU共同体の行動計画 2001-2006）：人種若しくは民族的ルーツ、宗教並びに信条、障害、年齢、性的志向に基づく人種差別と闘うために設計された活動への援助を提供するプログラム

欧州委員会白書「欧州の若者のための新たな一押し」

また、国レベルでは、加盟国は若者向けの施策においてこの問題を優先すべきである。連帯及び責任に向けて企画された自治体のプロジェクトとして実施されるアウトリーチが重要な役割を担うべきである。

- ・若者の自律性 Autonomy for young people

協議の実施から明らかになった、若者の自律性の重要性の高さにかんがみて、欧州委員会は、同委員会と欧州閣僚理事会に対して、この問題について助言を与える、さまざまに構成される上級ワーキンググループを設置することを提案する。これは多分野の専門性を必要とする複雑な問題であり、その解決には、若者政策以外の多くの政策（雇用、家族、社会保障、医療、交通、司法、内務）の巻き込みを必要とする。

4.3 YOUTHプログラムの役割 The role of the YOUTH programme

YOUTHプログラムの目的は、欧州の統合に向けて若者の積極的な貢献を奨励することである。すなさち、異文化理解の発展、人権をはじめとする基本的価値の強化と人種差別や外国人排斥との闘い、連帯意識の開発、起業家精神・率先力・創造力の促進、ノンフォーマル教育に対する認識の活性化、若者の領域で活動しているあらゆる人の協同の強化への貢献である。プログラムはまた、EU加入申請国にも開かれている。

すなわち、YOUTHプログラムは、本白書において主張されている、協同の新たなかたちとしてみなされなければならない。このプログラムを設立した欧州議会と欧州理事会の決議¹⁸を全面的に尊重し、欧州委員会は、各年のプログラムの活動計画において、開放型調整手法のもとに確立された指針と合致する優先事項を案出する。中期評価及び2007年以降の新たなプログラムの準備も同様に、この新たなプログラムが開放型調整手法の下での取組みに最適な支援を提供するのに役立つだろう。

本白書のために着手される活動に応える形でYOUTHプログラムの下で開発されるであろう、上述の個別具体的な手段に加えて、若者向けにデザインされ、可能ならば若者によって運営される、人種主義と外国人排斥のテーマに関する、新たなインターネットのプラットフォームが必要である。

5. 結論 CONCLUSION

本白書は、若者政策における協同のための新たな枠組みを欧州連合に与えることを提案する。

そうすることによって、本白書は、加盟国を含む若者政策に関心を持つあらゆる関係者からの強い要望に応える。

この協同は、既存の各国及び欧州共同体の取組みに依拠するが、若者という固有の政策領域において開放型調整手法を適用し、また、それ以外の政策領域において若者を一層念頭におくための仕組みに基づく。

まず、本白書は、議長国ベルギーによって組織されるゲント・シンポジウムにて発表されるが、そこに、本白書作成過程における協議に参加したすべての関係者を一堂に集める。11月29日の教育／若者協議会（Education/Youth Council）において、欧州委員会は欧州閣僚に対して本白書の結果を発表する。また本白書は、欧州議会並びに地域委員会及び経済社会評議会に対しても発表される。

欧州委員会は合意された協同の仕組みを導入し、必要なフォローアップとモニタリングの作業を引き受ける。

引用文献

Commission of the European Communities. 2001. European Union. *White Paper: A New Impetus for European Youth.* Brussels, 21.11.2001 COM(2001) 681. 2014年 6月24日

http://europa.eu/legislation_summaries/education_training_youth/youth/c11055_en.htm から入手

European Youth Forum. 2002. European Youth Forum response to the European Commission's White Paper: A New Impetus for European Youth. 2014年 6月24日 <https://www.jugendpolitikineuropa.de/downloads/4-20-2649/YFJWPresponse.pdf> から入手

Verschelden, Griet, Cousséé, Filip, Van De Walle, Tineke, and Williamson, Howard. (eds.) 2009. *The History of Youth Work in Europe: Relevance for*

欧州委員会白書「歐州の若者のための新たな一押し」

Today's Youth Work Policy. Strasbourg: Council of Europe Publishing. 2014
年6月24日 http://youth-partnership-eu.coe.int/youth-partnership/documents/EKCYP/Youth_Policy/docs/Youth_Work/Policy/History_of_youth_policy_text.pdf から入手